

19. 東北学院大学文学部早期卒業細則

2025 年度以降入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第3条第2項及び第25条第2項並びに東北学院大学早期卒業に関する規程第10条及び同規程別表の規定に基づき、東北学院大学文学部英文学科（以下「英文学科」という。）学生に対して第3学年次終了時に卒業を認める場合（以下「早期卒業」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(申請の条件)

第2条 早期卒業を申請するには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 英文学科に第1学年次から在学していること。
- (2) 第2学年次の履修登録単位数が、40単位以下であること（東北学院大学履修規程第8条第2項に定める科目（以下「除外科目」という。）は除く。）。
- (3) 第2学年次終了時点までの修得単位数が76単位以上であること（除外科目は除く。）。
- (4) 卒業単位に算入される全ての科目の成績の平均点（放棄した科目及び除外科目は除く。）が、第2学年次終了時点で80点以上であること（小数点以下切り捨て。）。
- (5) 成績が70点未満の科目が2つ以下であること（除外科目は除く。）。

(早期卒業の条件)

第3条 申請を認められた者が早期卒業を認められるには、次に掲げる要件を全て備えている必要がある。

- (1) 第3学年次終了時まで、学則に定められた卒業要件を全て満たしていること。
- (2) 卒業単位に算入される全科目の成績の平均点（放棄した科目及び除外科目は除く。）が80点以上であること（小数点以下切り捨て。）。
- (3) 卒業単位に算入される全科目の成績のうち70点未満の科目が2つ以下であること（除外科目は除く。）。
- (4) 大学院への進学の意味が明確であること。

(申請の手続)

第4条 早期卒業を希望する者は、定められた期日までに所定の書式に従って文学部長に申請しなければならない。

- 2 早期卒業の申請時期は、第2学年次の成績発表から第3学年次科目の履修登録期限までの適切な時期とする。
- 3 前条第5号の進学意思を、文学部長及び申請者の所属する学科の学科長が、面接を行い、確認するものとする。

(申請が許可された場合の履修登録制限緩和)

第5条 早期卒業の申請が認められた者は、第3学年次において、東北学院大学早期卒業に関する規程第11条第2項により、54単位まで履修登録できるものとする（専修分野必修科目及び「卒業試験」又は「卒業論文」を含む。）。

(第4学年次配当科目単位認定の特例)

第6条 申請を認められたのち、早期卒業を取り下げた者又は早期卒業の条件を満たすことができなかった者（以下「条件非充足者」という。）が、40単位を超えて履修登録し、試験に合格した第4学年次配当科目の単位は、第4学年次に認定するものとする。

- 2 前項の第4学年次配当科目についての取扱いは、早期卒業を取り下げた者又は条件非充足者が第4学年次に進級した年度に当該科目が開講されない場合にも、行われるものとする。

(卒業の手続)

第7条 早期卒業の申請が認められた者は、適切な時期までに、進路の明確性を証明する以下の書類等を、文学部長に提出しなければならない。

- (1) 早期卒業の申請が認められた者の卒業判定をする教授会より前に、大学院への合格が判明した場合合格通知書の写し

(2) 早期卒業の申請が認められた者の卒業判定をする教授会より後に、大学院への合否が判明する場合受験票の写し

2 早期卒業に関わる申請条件及び卒業条件の充足に関しては、文学部長、申請者の所属する学科の学科長及び教務委員から構成される判定委員会が第一次的判断を行い、教授会に諮る原案を作成して学務部教務課に手続を依頼するものとする。

3 早期卒業の申請が認められた者の卒業判定は、学則第60条に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

(早期卒業申請の取下げ)

第8条 早期卒業の申請が認められた者は、文学部長の承認を得て、申請を取り下げることができる。

2 申請の取下げの申出は、卒業判定を行う教授会より前の適時になされなければならない。

3 申請の取下げを承認した場合、文学部長は、最も近い期日に開催される教授会において報告するものとする。

(早期卒業希望者の成績評価提出時期)

第9条 早期卒業を希望する者が第3学年次に履修した科目の成績評価担当者は、卒業の判定に間に合う適切な時期までに、成績評価結果を学務部教務課に提出しなければならない。

(事 務)

第10条 この細則に関する事務は、学務部教務課において処理する。

2 この細則において早期卒業を希望する者が提出することとされている書式、資料等は、学務部教務課を経て、文学部長に届けられるものとする。

(改 廃)

第11条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2025年4月1日から施行する。